【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成20年3月11日

【事業年度】 第141期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 日本板硝子株式会社

【英訳名】 Nippon Sheet Glass Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員兼CEO 藤本勝司

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目5番27号

【電話番号】 (03)5443-9527

【事務連絡者氏名】 経理部 主計グループ次長 松田 嘉弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目5番27号

【電話番号】 (03)5443-9527

【事務連絡者氏名】 経理部 主計グループ次長 松田 嘉弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【提出理由】

平成19年7月2日に提出した第141期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書記載事項の一部に記載漏れがあったので、これを追加するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は 罫で示している。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結している。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項)

<自己株式の取得>

当社は、会社法第165条2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としている。

<剰余金の配当等の決定機関>

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨定款に定めている。これは剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としている。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としている。

(訂正後)

(前略)

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結している。

(取締役の定数)

当社の取締役は3名以上とする旨定款に定めている。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項)

<自己株式の取得>

当社は、会社法第165条2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としている。

<取締役及び監査役の責任免除>

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

<剰余金の配当等の決定機関>

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨 定款に定めている。これは剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益 還元を行うことを目的としている。

(株主総会の特別決議要件)

当社は 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について 議決権を行使することができ

る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としている。